

# 役員等報酬 および費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人仙台市肢体不自由児者父母の会（以下「本会」という。）の役員および評議員、評議員選任・解任委員（職員を除く）及び第三者委員（以下、「役員等」という）の報酬および費用弁償等の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬の額は、次のとおりとする。

理事長	月額30,000円
-----	-----------

(支 給 日)

第3条 役員等の報酬は、毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(費用弁償等)

第4条 役員等が理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて交通費の実績費を支給することを原則とする。宿泊を要した場合は、宿泊料10,000円を弁償する。

3 役員等が理事会、評議員会に出席した場合は、上記2の規定にかかわらずその都度3,000円を弁償する。

4 役員等が監査や研修会、その他の諸会議に出席した場合も、原則として上記3に準じて費用を弁償する。

(改 正)

第5条 この規定の改正については、理事会の議決を要する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月10日から施行する。